海上運送法施行規則の一部を改正する省令

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　船舶運航事業	第二章　船舶運航事業
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　貨物定期航路事業	第二節　貨物定期航路事業
第一款　貨客定期航路事業	第一款　貨客定期航路事業
第一目　内航貨客定期航路事業（第二十一条―第二十一条の六）	第一目　内航貨客定期航路事業（第二十一条―第二十一条の五）
第二目　外航貨客定期航路事業（第二十一条の七）	第二目　外航貨客定期航路事業（第二十一条の六）
第二款　貨物専用定期航路事業	第二款　貨物専用定期航路事業
第一目　内航貨物専用定期航路事業（第二十一条の八）	第一目　内航貨物専用定期航路事業（第二十一条の七）
第二目　外航貨物専用定期航路事業（第二十一条の九―第二十一条の十二）	第二目　外航貨物専用定期航路事業（第二十一条の八―第二十一条の十一）
第三節～第八節　（略）	第三節～第八節　（略）
第三章～第十章　（略）	第三章～第十章　（略）
附則	附則
（一般旅客定期航路事業の許可申請）	（一般旅客定期航路事業の許可申請）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　前項の一般旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。	2　前項の一般旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。
一　次に掲げる事項を記載した書類	一　次に掲げる事項を記載した書類
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要、法第十条の四第一項の規定により安全統括管理者に選任しようとする者の安全統括管理者資格者証番号（安全統括管理者資格者証に記載された番号をいう。以下同じ。）及び法第十条の六第一項の規定により運航管理者に選任しようとする者の運航管理者資格者証番号（運航管理者資格者証に記載された番号をいう。以下同じ。）	ハ　法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに同条第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴
ニ　（略）	ニ　（略）
二・三　（略）	二・三　（略）
（削る）	（安全統括管理者の要件）
	第七条の四の二　一般旅客定期航路事業者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。
	一　一般旅客定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
	二　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。